○海上保安庁告示第四号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第二十三条の五第一項の規定に基づき、指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示を次のように定める。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官　中島　敏

指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示

（通報の方法）

第一条　海上交通安全法施行規則第二十三条の五の規定による通報は、日本語（日本語を用いることができない場合は、英語）を用いて次の各号のいずれかに掲げる方法により入域する指定海域を担当する海上交通センターを呼出して行うものとする。

一　ＶＨＦ無線電話

二　電話

2　前項各号に掲げる方法により通報を行うときは、「ニュウイキツウホウ」又は「ニツホ」（英語を用いて通報を行う場合にあっては、「ＡＲＥＡ　ＥＮＴＲＹ　ＮＯＴＩＦＩＣＡＴＩＯＮ」）を前置し、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　船舶の名称　冒頭に「(1)」を冠する。

二　船舶の呼出符号　冒頭に「(2)」を冠する。

三　通報の時点における船舶の位置　冒頭に「(3)」を冠する。

四　仕向港の定まっている船舶にあっては、仕向港　冒頭に「(4)」を冠する。

五　船舶の長さ　冒頭に「(5)」を冠する。

六　船舶の喫水　冒頭に「(6)」を冠する。

（通報の方法の詳細）

第二条　前条に規定する指定海域を担当する海上交通センター及び通報の方法の詳細（ＶＨＦ無線電話にあっては、呼出名称、電波の型式及び周波数、電話にあっては、電話番号）は、次の表のとおりとする。

附　則

この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

別表（第二条関係）

指定海域	担当する海上交通センター	方法	方法の詳細
東京湾	東京湾海上交通センター	ＶＨＦ無線電話	一　呼出名称　とうきょうマーチス（ＴＯＫＹＯ　ＭＡＲＴＩＳ） 二　呼出し及び応答用 Ｆ三Ｅ　一五六・六五〇ＭＨｚ（チャンネル一三） Ｆ三Ｅ　一五六・八〇〇ＭＨｚ（チャンネル一六） 三　通信用 Ｆ三Ｅ　一五六・六〇〇ＭＨｚ（チャンネル一二） Ｆ三Ｅ　一五六・六五〇ＭＨｚ（チャンネル一三） Ｆ三Ｅ　一五六・七〇〇ＭＨｚ（チャンネル一四）
		電話	○四五―二二五―九一三二 ○四五―二二五―九一三四 ○四五―二二五―九一三五
		Ｆ三Ｅ　一六一・七〇〇ＭＨｚ（チャンネル二二） Ｆ三Ｅ　一五六・四七五ＭＨｚ（チャンネル六九）	

○海上保安庁告示第五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二、第二十条の三第二項、第二十条の五及び第二十条の七第一項並びに海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項、第二十三条の二第二項、第二十三条の四及び第二十三条の六第一項の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示を次のように定める。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官　中島　敏

東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、東京湾海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する横浜船舶通航信号所（以下「信号所」という。）について周知するとともに、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「港則法規則」という。）第八条の二及び海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号。以下「海交法規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法並びに港則法規則第二十条の三第二項、第二十条の七第一項、海交法規則第二十三条の二第二項及び第二十三条の六第一項の規定による情報の提供の方法並びに港則法規則第二十条の五及び海交法規則第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　巨大船　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号。以下「海交法」という。）第二条第二項第二号に掲げる船舶をいう。

二　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第四十一条第一項に規定する特定船舶及び海交法第三十条第一項に規定する特定船舶をいう。

三　準特定船舶　特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

四　航路　港則法規則別表第二に掲げる航路のうち、千葉航路及び市原航路並びに東京東航路、東京西航路、川崎航路、鶴見航路及び横浜航路並びに海交法別表に掲げる浦賀水道航路及び中ノ瀬航路をいう。

（センターが運用する信号所）

第三条　センターが運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　とうきょうマーチス

二　位置　神奈川県横浜市（北仲通）（北緯三十五度二十七分二秒東経百三十九度三十八分十四秒）

三　業務開始年月日　平成三十年一月三十一日

（情報の提供）

第四条　信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＭＦ無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置